（著作権の譲渡等）

１ 受託者は、成果物が著作権法（昭和45 年法律第48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権の全て（著作権法第27 条及び第28 条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２ 受託者は、次項から第６項までの場合において、委託者に対して著作者人格権（著作権法第18 条第１項、第19 条第１項及び第20 条第１項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

３ 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

４ 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

５ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

６ 受託者は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第１条第５項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

７ 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12 条の２第１項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。